

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年10月10日（火曜日）午後1時29分～午後2時39分

2 開催場所 第3委員会室

3 案 件

- 1 上申書への回答について
- 2 本委員会からの質問に対する回答について
- 3 証人喚問等について
- 4 その他

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|------|
| 委員長 | 丸野達夫 | 委員 | 藤原浩平 |
| 副委員長 | 山脇智 | 委員 | 仲谷良子 |
| 委員 | 中村美津緒 | 委員 | 秋村光男 |
| 委員 | 木戸喜美男 | 委員 | 赤木長義 |
| 委員 | 里村誠悦 | | |

○欠席委員

委員 長谷川章悦

○事務局出席職員氏名

| | | | |
|----------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 木浪龍太 | 議事調査課主査 | 石澤貴志 |
| 議事調査課長 | 齋藤賢剛 | 議事調査課主査 | 花田昌 |
| 議事調査課副参事 | 横内英雄 | 議事調査課主事 | 高木涉 |
| 議事調査課主査 | 山田達 | | |

○丸野達夫委員長 それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。
出欠の確認をいたしますが、長谷川委員が所用のため欠席となっております。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。なお、発言に当たりましては、マイクを使用していただきますようお願いいたします。

市政記者の皆様申し上げますが、委員には非公表の部分も含まれている資料も配付しておりますので、委員席側に立ち入らないよう御協力をお願いいたします。

傍聴人に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう、御協力願います。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、記録提出に係る調査事項と出資との関連性について（追加説明）です。

次に、青森駅前再開発ビル株式会社の代表清算人から提出されております上申書です。

次に、アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答です。

次に、アウガ問題調査特別委員会証人喚問予定者一覧です。なお、委員の皆様には全て実名が入っておりますが、傍聴者の方にお渡ししている資料には、番号1の元青森駅前再開発ビル株式会社の元経理担当職員と番号2の元常務取締役の方の実名は入っておりませんので、発言に当たっては御注意いただきたいと思います。

次に、アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧（平成29年9月19日現在）です。

以上の配付資料であります。御確認をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 配付漏れはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。

それでは、案件に従って会議を進めてまいります。

案件の1「上申書への回答について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、上申書への回答についてであります。

8月25日開催の本委員会におきまして、平成29年8月15日付で青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏から提出された上申書に対する回答につきましては、新政無所属の会会派から提出された回答文案をもとに、

本委員会の顧問弁護士から助言を得た上で最終案を作成することとしたところ
です。

お手元に配付の資料「記録提出に係る調査事項と出資との関連性について
(追加説明)」をごらんいただきたいと思います。

この内容につきまして顧問弁護士に助言を求めたところ、原案のままで問
題ないとの助言をいただいておりますので、資料のとおりの回答としたいと
考えておりますが、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局が説明いたしましたとおり、原案のまま鈴木弁護士に回答
したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 よろしければ、そのとおりにしたいと思います。

次に、案件の2「本委員会からの質問に対する回答について」を議題とい
たします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 去る9月8日ですが、有限会社沼田建設に対して、
本委員会として文書で質問いたしましたところ、お手元に配付の資料のと
おり回答を受理したところであります。

まず、質問1です。平成24年6月27日「アウガ地階『区画整備・テナン
ト新設工事他』」の見積書など5件の見積書の控えが存在しない理由につ
きましては、書類の管理上の問題との回答をいただいております。

次に、質問2です。平成25年3月5日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』
新設工事」の工事請負契約書など2件の工事請負契約書の原本が見つから
ない理由につきましても、書類の管理上の問題とのことです。

次に、質問3です。平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』
工事」の工事請負契約書など5件の工事請負契約書のうち4件に内訳書が添
付されていない理由につきましては、契約書は有限会社沼田建設で作成し
ていないのでわからないとのことであります。

次に、質問4です。平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』
工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業
時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式が存
在しない理由につきましては、原本を青森駅前再開発ビル株式会社に提
出しているため、有限会社沼田建設にはないとの御回答をいただい
ております。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまのことにつきまして、各委員から御意見等
ありますか――ありませんか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 この回答に関しては、これ以上こちらからどうこう言うこともできないと思うので、この回答を認めるしかないのかなとは思っています。

○丸野達夫委員長 まあ、この回答によって、だから何だというようにはちょっと言えないんですが、御意見があれば、記録としてはとどめておきたいと思いますが、何かありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 回答3ですが、契約書は普通乙がつくるものだと思っていたんですけども、甲がつくっているということがここで確認できたと思います。まあ、これは本当かうそかはわかりませんが、その上で内訳書はつくっていないということです。これは基本的には、甲がつくっているのであれば、それにただ判こだけ押すのが乙だということですので、この辺は、甲であるビル会社が主体で契約書をつくってきたということが確認できたのかなということだけは、はっきりわかったのかなと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——まあ、もともこの契約書そのものに問題があったことはわかっていましたので。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、これをこのまま受けとめるということにしておきます。

続きまして、案件の3「証人喚問等について」を議題といたします。

前回9月19日の委員会におきまして、本日、4人の証人喚問予定者の取り扱いを改めて協議することとしたところであります。

基本的には、まずは文書による質問を行い、それでもなお疑義が残る場合は、参考人招致あるいは証人喚問という流れを考えておりますが、1人ずつ協議してまいります。

まず、証人喚問予定者一覧の1番、元青森駅前再開発ビル株式会社元経理担当職員につきましては、既に任意で意見を聴取したところでありますが、このことについて御意見等ありますでしょうか。要は、どのように扱ったらいいかということなんですが……。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 喚問すべき者の1番の元青森駅前再開発ビル株式会社の元経理担当職員ですが、こちらは証人喚問ではなく、参考人招致として呼ぶべきものと私はと思いますが、皆さんの意見をお聞きしたいと思っております。

○丸野達夫委員長 済みません、中村委員、なぜ参考人招致したいんですか。

○中村美津緒委員 参考人招致と証人喚問の違いというんでしょうか、参考人招致ですと、今までの自分の経験してきたこと、見てきたこと、そして自分のその思いを私たち委員に告げることができるというようなことですので、証人喚問とはまたちょっと違った方式でお聞きしたいと思っておりました。

理由は以上でございます。

○丸野達夫委員長 済みません、それは、既に意見を聴取したけれどもほかに聞きたいということですか。中村委員。

○中村美津緒委員 今、委員長がおっしゃったことと、もう1つ確認も含めて聞きたいと思いました。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかに御意見ありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 ちょっと補足ですけれども、一度非公開で呼んだ中での発言でも、さまざま今後の調査に生かせる部分もあったと思うんですが、非公開の場ということで、今はその発言を全く取り扱いできないというところもあるので、参考人として呼んで、仮に同じ話を聞いたにしても、今度はその情報が委員会で使えるということになるので、そういう面でも、私も参考人として呼んでもいいのではないかなと思います。

○丸野達夫委員長 わかりました。

ほかにありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 今発言したお二方にちょっと確認したいんですけれども、今までのスタンスは、お二方とも証人喚問ということでさまざまな部分で言われてきたと思うんですが、なぜ、ここで急に証人喚問をやめて参考人招致に変えたのか。今まで――私は、証人喚問じゃなくて参考人から始めるということを言っていたと思うんですが、急にトーンダウンしたような気がするんですけれども、理屈か何かあるんですか。ちょっと確認したいんですが。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私としては、証人喚問でもいいかなとも思うんですが、それだと――前回非公開で呼んだ際に、さまざまこの元経理担当職員の方がおっしゃりたいこともあるんですけれども、仮に証人喚問で呼ぶと、その質問した部分にのみ限定して答えることになってしまうので、そういう面では、本人の意図ですとか、あとこれからの調査の部分とかも考えたときに、参考人として呼んでさまざま話を聞いたほうが今後に生かせるのではないかと考えて、私は参考人招致として求めています。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 本人の意図とかは関係ないはずですが。あくまでも、これは丸野委員長も言っていたけれども、事実の積み上げをすべきだという話であって、一番心配なのは――前回の場においても、真実か真実じゃないかの、個人名が出てまでのいろいろな発言がありました。今度、参考人招致であれば、そういったものがまたひとり歩きするような話になります。誰々が推薦して会社に入れたとか入れないとか、そこまで個人名も出た話です。そういった話というのは、本当に、参考人招致であれば好き勝手に言えます。でも、本

当にそれが事実かどうかということによって言うのであれば、証人喚問で言うべきです。本当にそのようなことも踏まえるのであれば、逆に参考人招致もしなくて呼ばないとか、そういう話にもなると。要は、参考人で呼ぶのであれば、この間の話を確認した上で十分やれるので、やるんだったら証人喚問の話です。そして、あなたがあのとき言ったことが全部事実なのかどうかということ、きちんとその場で、告発ができる証拠とすることができるまでの発言とすべきだと私は思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 まあ、いきなりそういう形をとってもいいんですけども、赤木委員も前におっしゃられたように、参考人招致した後、証人喚問もできるので、そういう面では、先に参考人招致していろんな話を聞いた上で、さらに証人喚問で内容を詰めていくという方法もとれると思いますし、私は、調査の観点から考えても、まず参考人招致をするほうが効率的なのではないかなという部分で発言しています。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 山脇委員の言っていることは、そのとおりだと思います。だけど、前回の話が出て、個人名まで出た話が、参考人招致であれば、事実じゃない話をしたとしてもひとり歩きすることが出てくるんですよ。そうすると、名前を出された人間の個人の名誉というところを、私たちは責任をとれるんですか。そういうことも出てきます。本当にそれが事実なのかどうかわからない段階で、事実の積み上げをしようというこの 100 条委員会で、そういうことを勝手にやっていたのか、我々の意思だけでやっていたのかというところは、考えるべきだと思います。

要は、あのとき非公開でやったから言ったけれども、公開でやったときに言うと、今度そのことがひとり歩きするわけです。それがひとり歩きしたときに、本当に事実なのかどうかわからない中で、その名前を出された人間はどうなるんですか。その人間の名誉とか、問題が出てくるんじゃないですか。それであれば、きちんと 100 条委員会というものの中でやるべきだという主張です。それでなければ、前回の非公開のことを考えてそれで終わるか、どちらかにすべきです。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 そのような個人の名誉にかかわるかどうかも含めて、今回顧問弁護士も頼んであるので、そういう面では、参考人招致の場に顧問弁護士に立ち会っていただければ、そのような問題は発生しないものと思います。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 顧問弁護士に立ち会いとかは——顧問弁護士は、書類なり何なりの確認はして、法的に問題ないようにするかもしれないけれども、そ

れが立ち会ったからといって、発言というものはとめられないでしょう、口に戸は立てられないんだから。そこはちょっと認識が違うんだろうけれども、まあ、最終的にはいずれにしろ調査を進めなければいけないんですが、この間の話の中でも、あのような話が出て大分わかったと思うんですよ。その中で、その話が全部出てくるかどうかはまたわからないけれども、そういう可能性も、ひとり歩き——事実じゃない話かどうかはわからないけれども、そういう話がひとり歩きするようなことがあってもいいのかと。私は、この委員会を進める上で、やはり事実の確認を一つずつ詰めていくなればいいけれども、そこがちょっと、前回の非公開の話し合いの中でそういうことを非常に強く感じたものですから、あえて言っています。

なぜかという、名前を出された担当の人から私も確認したりとか、いろいろなところでいろいろな話が出ているので、まあ、それはどことかは言いたくないけれども、そういうことがあるので、やるんだったら、白黒をはっきりつける場か、呼ばないかだと思うので、そこは慎重に考えていただきたいなというところです。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、赤木委員からさまざまあったんですけれども、証人喚問と参考人招致のどちらで呼ぶにしても、やはりこの顧問弁護士からのアドバイスですとか、また、呼んだ場に立ち会ってもらうことも含めてやることになると思うので、私は、そういう面から考えれば、ひとり歩きするとか、個人の名誉の部分が傷つけられるとか、そういうことはないのではないかなと思っていますということ、意見として述べておきます。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——まあ、参考人招致にせよ証人喚問にせよ、いずれにせよ個人のプライバシーは守らなければいけないものと思っていますし、前回の意見聴取に関しましては、非公式、非公開ですので、非公開である限り、皆さんが漏らさない限りは外に出ないものと思って、名前を言われてもそこでとめることはしませんでした。でも、次回以降——あのときは、経営者の名前だったり職員の名前だったり議員の名前が出てきていましたので、そのことについては、どちらのケースになったとしても慎重に取り扱っていかなければならないものと思っています。ただ、それが事件の核心にかかわる部分であれば、これは個人名も言うていただくことは仕方ないことだとは思いますが、前回の場面から想像するに、そんなに事件の核心に迫る部分の名前ということではないと思いますので、個人名の取り扱いは伏せながら行っていきたくと思いますが、参考人招致にしますか、それとも証人喚問にしますかということで、今、皆さんに意見を聞いています。

はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 この間来ていただいたときは、公開しないという、いわば

秘密会というような形でのものだったので、そこで出されたことを私たちが言うわけにはいきません。だから、この間秘密会であなはこんなことを言いましたねなどということは、とても言える話にはならないので、改めて確認するという意味で、その先に――確認したいことは確認して、その上でさらに証人として来てもらうことが必要になったら、それはそのとき証人ということに来ていただければいいのではないかと。とりあえず、公にできる部分は参考人としてお話ししてもらいたいというところをお願いしたいと私は思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）参考人でいいということですか。

赤木委員、いいですか、取り扱いさえ間違えなければ。

○赤木長義委員 委員長がプライバシーを守るということを言ってくれたので、まあそれでいいと思います。ただ、スタンスとして、一番最初に証人喚問でなければならぬような言い方をしてくれているところで、ころっと変わるというのは、私は筋が通らないなということはありませんけれども、委員長が個人のことを守ってくれるという判断をしてくれたので、そこはそれでそのとおり対応したいと思います。

○丸野達夫委員長 それでは、元青森駅前再開発ビル株式会社経理担当職員に対しましては、参考人招致を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、参考人招致を行うことにいたしたいと思います。

会議終了後、相手方の出席の意思確認と日程調整をした上で、次回10月16日午後1時30分から開催する本委員会で参考人招致を議決いたしますが、意見を聞く案件についてどのようにしたらよろしいか、皆様から御意見をお伺いしたいと思います。つまり、質問事項、何を質問しますかということですが、お二方が参考人で呼びたいという話だったので、まず二人から、どのような質問をしたいのかちょっと話していただければ。何を確認したいんですか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 これは、この場で決めなければいけないんですか。それとも、会派持ち帰りとかは時間がないんですか。

○丸野達夫委員長 既に皆さんにお渡ししてある案件が4つありますよね。この4つのうちのどれを聞くかということだけでも決定していただければ、質問内容は次回まででも構いません。要は、「食」街道について聞くのか、ヤマト運輸のスプリンクラーを聞くのか、水の遊歩道工事等について聞くのか、補助事業工事の手順について聞くのか、この4つのうちのどれか――それも

含めて次回にしますか。

山脇委員、何かありますか。

○山脇智委員 一旦持ち帰ってこちらも考えたいと思います。

○丸野達夫委員長 それでは、意見を聞く案件、意見を聞く内容につきましては、一度持ち帰って、10月16日午後1時30分の委員会で確認して議決するという方向で――事務局的にはよろしいですか。はい、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 もしよろしければ、会議終了後に事務局で様式を配付させていただきますので、その様式に、意見を聞く案件及び具体的な質問内容等を記載した上で、次回10月16日午後1時30分から委員会を開催する予定としておりますので、その当日の午前10時までに事務局に提出していただければ、午後の会議に間に合わせる事ができるかなと考えております。なお、あくまでも10月16日の委員会は、参考人招致を議決するための委員会になりますので、参考人招致の日にもそのものは、参考人を予定している方と日程調整した上で、また別途お諮りする形になります。

○丸野達夫委員長 10月16日までに日程の確認がとれていれば、議決にもっていけるんですか。

○齋藤賢剛議事調査課長 議決の中には、参考人を招致する日にも当然入ってきますので、その前までに、参考人を予定している方と日程調整させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

それでは、次回までに、後ほど事務局で配った様式――何かありますか。

(「いや、ちょっと……」と呼ぶ者あり) どうぞ、秋村委員。

○秋村光男委員 議事調査課長が発言された中身の事なんですけれども、もう1回ちょっと確認したいんですよ。10月16日の関係で、もう1回聞きたいです。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 10月16日の委員会では、この件に関しては、あくまでも元青森駅前再開発ビル株式会社経理担当職員の方の参考人招致を議決するための、「議決ですか」と呼ぶ者あり) はい。ですので、あくまでも本日は、その参考人招致をするという方向性を確認したままでありまして、正式にまだ議決をしていないです。

○丸野達夫委員長 議決は、意見を聞く内容とセットなので。(「ああ、そういうことか」と呼ぶ者あり)

続けてください。

○齋藤賢剛議事調査課長 ですので、10月16日に議決するためには、具体的に何月何日の何時にどのような案件で参考人招致をするのかという中身が

確定しないと諮れないんです。そのために、きょう確認できる部分は確認したんですが、一部会派持ち帰りの部分もありますので、その部分を10月16日午前10時までに御回答いただければ、具体的な参考人招致の日程調整も含めて確定させた上で、午後1時30分の委員会に臨みたいというように考えておりました。ですので、必然的に、参考人招致する日は10月16日以降の日になります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 要は、呼ぶことは呼ぶんですが、何を聞くかを議決しないとだめなので、まずその議決をするための質問事項を会派持ち帰りにしていただいて、提出いただくと。そして、質問にはいい悪いもあるでしょうから、その内容で聞きますよということが皆さんの了承を得られれば、そこから参考人招致をします。

そういうことで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、そのようにしたいと思います。

次に、証人喚問予定者一覧の2番、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役に対しては、前回もお話ししましたように、まず文書による質問を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 これも、会議終了後に事務局が様式を配付いたしますので、10月16日午前10時までに質問事項を提出していただきまして、同日の午後1時30分から開催する本委員会で内容を協議するという形にしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 そこで疑義が残れば、証人喚問なり参考人招致なりという手続をとっていきたいと思います。

次に、証人喚問予定者一覧の3番、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役に対しまして、証言を求める事項に記載の内容で、本日から10日後の10月20日を回答期限として文書による質問を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか——この質問内容でよろしいですか。

証言を求める事項のところに、質問事項が3点ほど山脇委員から出されていますが、この質問事項でよろしければ……、はい、赤木委員。

○赤木長義委員 この1点目と3点目は、仕様書についてと見積もりの内容とで分けたということでもいいんですか。これ、似ていますよね。「見積もりについて、誰からどのような内容で依頼を受けたのか」と、「見積もりの仕様書について、誰からどのような内容で説明を受けたのか」で、内容的には一緒な部分で、仕様書だけが別途になっているんですよね。だから、その辺をも

うちちょっと整理したほうがよくないですか。

○丸野達夫委員長 赤木委員が言いたいのは、仕様書がないと見積もりもできないでしょうということでしょう。「そうです」と呼ぶ者あり)だから、同じでもいいんじゃないですかということだと思いますが、回答があればどうぞ。

○山脇智委員 説明した人と依頼した人は当然一緒だろうから、一つでいいという話。

○丸野達夫委員長 普通は、仕様書がないと見積もれないでしょう。「ああ、なるほど」と呼ぶ者あり)だから、同じことを言っているんじゃないですかということを知っています。じゃあ、それについて違うよというんなら、違うことでもいいんです。「普通、仕様書がなければ見積もりもできないはずだよ」と呼ぶ者あり)あえて分ける必要があるのかという意味で聞いているんですよ。

○山脇智委員 はい、ちょっと整理しておきます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員のおっしゃるとおりなんですけれども、今回、この見積もり合わせに関しましては、見積もりの仕様書について、誰からどのような内容で説明を受けたかというのはこの実績報告書に記載されているんですけども、ただ、見積書を誰に提出したかというのは、まだ不透明なままでありますので、これは分ける……（「えっ」「何言ってるんだ」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 提出はいいんですよ。生きています。1点目の「見積もりについて、誰からどのような内容で依頼を受けたのか」というのと、3点目の「見積もりの仕様書について、誰からどのような内容で説明を受けたのか」というのは、同じではないんですかということです。

○中村美津緒委員 同じではないので、あえてこうやって3つに分けさせていただいた次第であります。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 同じでないと言ったって、中村委員がわかる話じゃないでしょう、普通は。だからそこは……。

○丸野達夫委員長 だからその説明があればいいんでしょう。

○赤木長義委員 ええ。その説明を聞かないと——だって、ちょっと同じような項目になってしまうので、これは2つに分けているものを1本にまとめてうまく整理すると山脇委員が言ったんだから、それでそちらに任せたほうが私はいいと思うんですよ。全然問題ないと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これまで数々の委員会等で、この3つに関しては全て曖

味なまま終わっていますので、これは3つ聞く必要があると思ひまして、この3つをこのまま書くべきだと、聞くべきだと思ひております。今までさんざん聞いてきて、この3つは全然違ひお話が出ておりますので、一緒にはまとめられないものと私は考へております。

以上です。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 通常、仕様書があつて、それに基づいてじゃあこれは幾らだという見積もりを出すんでしょうけれども、その通常のやりとりがあつたかどうかも含めて確認する必要があるのではないかという意味だと思ひます。つまり、仕様書がないのに見積書が出てきたとか、そういうこともあり得る可能性が……。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 だから、そういうことも含めるんだつたら、その内容で1本にまとめたらどうですかと言ひているだけなんです。同じようなことを聞ひているので、議会としてこういう聞き方がいいのかということも含めて、そこは委員長がうまくさばいてくれれば、私はいいです。

○丸野達夫委員長 まあ、順番としては、多分仕様書のほうが一番最初になるとは思ひますよ。通常の流れでいくと、仕様書があつて、見積書があつて、その提出があると思ひるので。これがあつたかなかつたかは別として、そういう流れで行われていくので、まあ、仕様書について——済みません。私も今の今なので、まとめはちょっとできないですけども、その文章については、副委員長とまとめて、「そうですね。そのほうがいいと思ひます」と呼ぶ者あり）それで文言をすっきりさせるということで、会議後、事務局が回るといふことでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、資料記載の内容を整理して、文書による質問を行うことといたしたいと思ひますが、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、そのようにしたいと思ひます。

次に、証人喚問予定者一覧の4番、株式会社森の風工房代表取締役については、前回の9月19日の委員会でも確認しておりますが、当時の会社とは別の法人格であることから、見積書を提出できない旨の回答をいただいたところであります。そのため、仮に文書による質問を行うとしても、株式会社森の風工房代表取締役に対してではなく、当該個人に対しての質問になるかと思ひますが、この件につきまして御意見等ありますでしょうか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 見積書を保有していないということで回答があつたことなど

を考えて、証人喚問を求めた会派としては、やはりこの場に呼んで事実の確認をする以外もう残されていないのかなと思うので、この方については証人喚問を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 まあ、誰もここにいる人は共通だと思いますけれども、別人格なので、この会社を呼ぶというわけにいかないのでは、やはりこれは呼んで聞くしかないのかなと思いますが、そのことについて御意見ありますか。（「別人格ですもんね」と呼ぶ者あり）はい。

では、証人喚問する方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、当該個人に対しては、証人喚問を行うことといたしたいと思います。

会議終了後に事務局が様式を配付いたしますので、10月16日午前10時までに、証言を求める事項について提出していただき、同日の午後1時30分から開催する本委員会でその内容を協議の上、証人喚問を議決いたしたいと思います。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、案件の3をこれにて終わります。

案件の4「その他」です。

その他、皆さんから御意見等ありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 まず、9月19日の委員会で、市の保有している契約書と建設会社の保有している文書が違う件で、市が書類を受け取った時点で公文書偽造になるという総務部長の以前の答弁があったことから、その扱いがどうなるかを委員長を通じて確認してもらうことになっていたのでは、それがどうなっているか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○丸野達夫委員長 確かに、前回私が述べたと思いますが、けさほど総務部長に確認いたしましたところ、調査すべき事柄でありますので、調査をするとの回答をいただきました。なので、時間を多少いただきたいということですが、いずれ本委員会に報告があらうと思います。

そのような取り扱いで構いませんか。

○山脇智委員 それで結構です。

あともう1点なんですけど、ソフト事業についてさまざま調査がなされた中で、このソフト事業を受注した会社以外の2社が、見積書を出していないという証言を文書で提出してきた件についてですけれども、あともうできることといえば、その当事者の方に情報公開請求をしていただいて、自分たちが出したとされる見積書を確認してもらうぐらいしかもう残されていないと思うんです。もしそれがなされないのであれば、ソフト事業についてこれ以上

調査するというのはなかなか難しい面もあるので、委員会として報告をまとめていくという作業も必要になってくると思うんですが、その後、その2社からは特に何の話もないという形でいいんでしょうか。

○丸野達夫委員長 株式会社ジャパングリエイティブからは何もありませんでしたが、株式会社東北博報堂青森支社の支社長から私に電話がありまして、その電話で、当委員会が所有する東北博報堂の見積書を見せてほしいというお願いがありました。そのことにつきましては、さきの委員会で私が答弁したとおり、これは100条調査権を使って収集した資料ですのでお見せできないという旨を答えました。ただ、それでは、相手もやはり自分の出していないものがなぜ出されているのかということが疑問でしょうから、経済部に情報公開請求して、それで確認してほしいという旨を伝えました。

それと、会社同士の問題でしょうから、ビル会社に対して――鈴木弁護士なんだろうけれども、そちらに対してこの会社から依頼してみてもどうですかというお話もしました。その後の回答がどのようにあったのかは、私は存じ上げませんが、東北博報堂としては、自分のものではないということなので、その確認をしたいということで動いているようです。そのことはわかりました。

○山脇智委員 まあ、その後の対応を待ってからでもいいんですけれども、もう既に東北博報堂とジャパングリエイティブからは、見積書を出していないというはっきりとした回答があるので、やはりこの会社が見積書がある意味ではつくっていた、偽造して出していたという疑いも――疑いというか、かなりその可能性が濃厚となってきた部分もあるので、これ以上、この点については、東北博報堂やジャパングリエイティブの対応を見るしかない状況かと思います。そういう面では、委員会としてのまとめに入ってもいいのではないかなという意見です。

○丸野達夫委員長 ジャパングリエイティブにしろ東北博報堂にしろ、仮に誰かが偽造した書類であったとしても、それを訴えるのはその会社の問題ですので、この委員会で取り扱うべき問題ではないと思います。ただ、2社とも、見積書を作成していないし依頼もされていないということを明確に文書で当委員会に報告していますので、1つだけわかることは、誰かがこの2社の見積もりを作成したということだけはわかりますよね。実績報告書の中にこの2社の見積書が添付されていますので、だから誰かがつくったんだろうなど、それは誰かが偽造したんだろうなどということは言えると思います。

また、この見積書を作成するに当たっての仕様書があるんですが、この仕様書については、2012年1月9日に作成されていまして、これは作成した市の職員の名前が明記されています。確認するとすれば、この職員に確認するということはできますが、そのぐらいしかないんじゃないですかね。

はい、中村委員。

○中村美津緒委員 今、ソフト事業の仕様書に関してだと思っただけですけども、委員長は今、市の職員と……。

○丸野達夫委員長 ああ、ごめんなさい。ビル会社の職員です。済みませんでした。ビル会社の職員の名前です。

そして、面白いのはですね、このソフト事業の仕様書が——普通、仕様書に基づいて見積もりが行われるんですが、仕様書は、パンフレット製作、バウチャー券、ポスター製作、ホームページ製作、CM放映、オープニングセレモニーという順番になっています。ところが、3社とも見積書は全く順番が同じで、3社ともに、パンフレット製作、ポスター製作、バウチャー製作、オープニングセレモニー、テレビCMとなっているんです。しかも、この3社とも、オープニングセレモニーは8人でやる。仕様書には、何人でやるというのは書かれていません。そして、オープニングセレモニーの内容も、手踊り芸人を呼ぶ。これも3社とも共通しています。それで、テレビ放映も、ある特定の会社だけがテレビCMをするということが共通で3社に書かれています。そのことを鑑みれば、落札した会社のものを見たのか、落札した会社がつくったのかわかりませんが、恐らく同じ人間がほかの2社の分をつくったのであろうということは推測できると思いますけれども、誰がつくったかということは、ここではわかりません。

はい、赤木委員。

○赤木長義委員 委員長が言ったとおり、誰がつくったかは特定できないけれども、少なくとも2つには限定できると思うんです。1つは、3社のうち東北博報堂とジャパンクリエイティブを抜いた1社なのか、それともビル会社なのか、どちらかだということは限定できるのではないかと思います。それ以外の人がつくるということは、どう考えてもあり得ないでしょうから、そこに関係するその2社のどちらかだということなんです。ただ、山脇委員の話の聞くと、業者がつくったような言い方をされていたので、そこだけではないということ踏まえた上での結論であるならば、それはまとめてもいいかと思いますが、客観的にわかるのは、どちらかだという可能性が非常に高いという部分が理解できると思いますので。

私の意見は以上です。

○丸野達夫委員長 そのとおりだと思います。まあ、あり得ない確率ですが、そのCMを放映した会社の可能性もあることはありますけれども、ただ、一つだけ言えることは、東北博報堂のレターヘッドっていうんですか、その見積書のレターヘッドとその角印というのが、取引があった会社しか多分所有し得ないので、それをコピーして恐らくこの見積書に使ったんだと思うんですが、ビル会社は東北博報堂と取引がないので、どうやって入手したのかは

ちょっと——もしビル会社がつくったとすればですよ。そこはもう1つ疑念は残るかと思うんですが、なので、まあ極めてそちらのほうが高いのか、もしくは放送会社なのかなということはあるでしょうけれども……。

赤木委員。

○赤木長義委員 入手の仕方が、どういうやり方をするかわからないですよ。だから、どちらかという形にはなると思うけれども、片一方というようには決めつけられないような気がします。

○丸野達夫委員長 そのとおりだと思います。

それで、この質問が来るのが山脇委員から事前にあつたので、先ほど5分ほどでまとめたんですが、「実績報告書によると、『食』街道めぐり事業における情報発信事業は、ビル会社作成の仕様書のもとに見積もり合わせをしたことになっているが、受注会社である有限会社アクティブワークス以外の会社は、ビル会社からの見積もり依頼もなく、見積書を提出した記憶もないとしており、適切に見積もり合わせが行われていなかったことが判明した。株式会社ジャパングリエイティブ及び株式会社東北博報堂の書面どおりだとすれば、実績報告書に添付されている2社の見積書は、何者かによって偽造されたものであると言わざるを得ない」というふうにまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」「それならいいです」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、このように最終報告書にまとめたいと思います。まあ、てにをはは直るとは思いますけれども、まとめたいと思います。

それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、そのようにまとめたいと思います。

ほかに、皆様から何かありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 まず、今の話の中で、ビル会社の職員の名前が記載されているということでありました。実績報告書に、先ほど委員長がおっしゃいましたその名前がですね、至るところに、作成したと思われる、疑いのある記載が多く見られます。ソフト事業について、そして山脇委員がおっしゃいました公文書偽造の疑いがあるのでないかという文書全てに、この方の名前が記載されておりましたことから、この方を証人喚問で呼びたいと思うのですが、それは、いつ、どの場で皆様に御議決をいただくようなお話をすればよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 証人喚問したいということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いや、この場でも構いませんけれども……（「まだいいでしょう。先に一つ一つ詰めてからのほうがいいよ。あっちもこっちも広げるより一つ一つ詰めるべきだ」と呼ぶ者あり）まあ、そのとおりなんですけれども、要は、幾つ

か出てきているからということでしょう。だから、一応今、総務部の回答を待っている状況なので、それを待った後でも大丈夫だと思いますけれども。相手は、もう書かれてしまっているし、逃げないので。それでよろしければ、回答を待って、外堀というかそういうのが埋まってから証人喚問を申請していただければ、議決したいと思いますが、よろしいですか。

〔中村美津緒委員「わかりました」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 はい、中村委員。

○中村美津緒委員 次に、先般の予算特別委員会でしたが、什器備品の取り扱いについて、市側の告発するという、その対応をとるという動きについてですが、委員長は、その報告か何かを、市として動きがあったのかどうかを、おわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○丸野達夫委員長 けさほど、正副委員長に報告がありましたので、それをお知らせしたいと思っております。

青森市では、3回ほど、顧問弁護士である石田弁護士と相談をしたそうがあります。その際、窃盗で告発する方向で警察と相談するようアドバイスを受けたとのことでありました。それを受けて、10月4日午後、青森警察署刑事第一課に対し、告発に向けた相談をしたとのことであります。ただし、被害者に当たるビル会社が、什器備品をパン屋さんに持っていったことを事後承諾していますので、窃盗の事案にはならないとの結論だったということがあります。よって、告発は受け付けられないとのことであったそうです。

この説明でよろしいですか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 告発は受け付けられないということですので、納得せざるを得ないことなんでしょうけれども、まずこの件に関しては、今のこの時点では承知いたしました。

次に、今まで疑義が残っていた中で、いろいろな面が大分解明できてきましたが、1つだけ、今もずっと――きょうお話が出ておりました競争見積もりがありました。今のソフト事業の件に関しては、いろいろなその見積もり、競争見積もりをしたというのが、またさらにその疑義が深まったわけですが、内装工事はまだちょっと進展がないような状況です。それで、ムラヤマ建設におかれましては、見積書を提出してきました。そして、元藤本建築の担当であり、今は森の風工房代表取締役の藤本淳さんからは、人格が違うので見積書の提出もないということでありましたので、ここでちょっと委員長に資料を見ていただいて、よろしければ委員の皆様にお渡しをしていただきたいものがあります。

これは、私が以前からお話をしてきました藤本淳さんで見積もり合わせについて会話をした記録、つまりICレコーダーに記録しております内容です。きょうは、まずこの反訳のみですが、実際に誰に頼まれ、どのように見積も

りをして、誰に提出し、どのような見積もりの仕方をしたかというのが記載されている反訳があります。もし委員長の許可が得られれば、これを委員の皆さんにお渡ししたいと思っております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 レコーダーでとったという話を相手が了解したとか、そういうことはつきりわからない段階でそれを配付するというのは、もうワンクッション置くべきだと思います。今この場でやるのではなくて、その辺をきちっと確認して、相手も了解だということでの話じゃないと、やはりこういうものは出すべきではない、今この場で配るべきものではないと私は思いますので、そこは慎重な取り扱いをしていただきたい。

○丸野達夫委員長 ちょっと今、私もまだ見ていないので、ちょっと待ってください——これはあれですか、藤本さんを証人喚問で呼んだときに聞きたい事項ということになるんですか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 藤本淳さん——あえて自然人の個人名で申し上げますが、これまで市側が聞き取りした内容と、私が当初聞いた内容、そして、さらに日がたつにつれて改めて市側が聞いた内容が実際異なっております。それで、先般資料提出を求めた際には、人格が違うので見積書はないということから、見積書は提出されませんでした。

しかしながら、本人は本人であります。そして、一応これは、I Cレコーダーにとった件も弁護士に確認をしており、法的には何ら問題はないと言われております。藤本淳さんを証人喚問に呼んだ際、この私が聞いた内容とまた違うことを話すのであれば、まず先に私にこういった内容を話したというものを先に示すほうが、このように私に話しましたよねということを先に示すほうが筋だともお聞きいたしましたので、私から藤本淳さんに直接お話を伺って聞いた内容はこうだったよねと、この内容とどう違うのかというのをまず問いただすためにもですね、まずこれを私は先に出すべきだと思いますので、今この時点で提出させていただきました。そして、許可が得られるのであれば、ちゃんとそのI Cレコーダーに記録されている肉声も提出いたします。

○丸野達夫委員長 どうしますか、この取り扱い。まあ、慎重に取り扱いたいとは思いますが——いずれかの段階で証人喚問しなければいけないので、その前に、皆さんの共通認識としては知っておいたほうがいいとは思いますが。ただ、今配るべきなのかどうか、ちょっと私も考える部分もありますが……。
（「保留にしたらどうですか」「今配るべきでないよ」と呼ぶ者あり）

〔丸野達夫委員長、議会事務局と協議〕

○丸野達夫委員長 今ちょっと事務局と相談したんですが、これをそのまま皆さんにお渡しするのではなくて、これを質問事項としてまとめた上で皆さ

んにお配りするという方法もあろうかと思うんですが、「そのほうがすっきりするね」と呼ぶ者あり）そのほうがいいですか。（「それでいい」と呼ぶ者あり）

中村委員としてもいいですか。

○中村美津緒委員 もう1回、時系列でもう1回教えてください。

○丸野達夫委員長 いずれにせよ、これは認識として皆さんが知っておかないと、証人喚問したときに何言ってるんだということになるので、知っておかなければいけないと思います。ただ、これを今もらって、ぱっと皆さんに渡すよりは、それを質問事項として、あなたはこう言っていますよねという部分のことを質問としてまとめた上で、皆さんにお配りするという方法にしたいんですが、それでいいですか。

はい、中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、今この場で渡すのではなくて、一度これを持ち帰って、これを改めてまた集約して、このように答えていますけれどもこの件に関してはどうなんですかという形でということですね。

○丸野達夫委員長 はい。だから、藤本さんと呼ぶまでの間にこれを精査して、皆さんの共通認識としてこの内容を知ってもらいましょうと。そこを整理して皆さんにお知らせしたほうがよろしくないですかと。それでもいいですか。

○中村美津緒委員 承知いたしました。

○丸野達夫委員長 では、いずれにせよ、これは皆さんが知り得ないと、証人喚問したときに何してるんだということになるので、共通認識として取り扱いたいと思います。質問事項としてまとめた上で、後日皆さんにお配りしたいと思います。

それでは、後日そのまとめた内容を皆さんにお渡ししますので、御確認ください。

ほかにありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 先ほど、中村委員が聞いた市の告発の件については、ある意味では警察のほうでできないということなので、私もそれは納得はしているんですけども、ただ、予算特別委員会の中の市のやりとりでは、私も、さまざま問題があるなと思っている部分が多々ありました。例えば、経済部長は什器備品がいつ持ち出されたのかわからないというようにずっと答弁していたにもかかわらず、一番最後の質疑のときに、5月15日に持ち出されたというような話をするなど、それまで隠して答弁をしていたようにも私は受け取れると思ったんですよね。また、その後、その持ち出された日を加味して考えると、前日に戻して、16日にチェックして、17日にまた持ち出したという、1日だけそのアリバイづくりのために返したということが完全に明白になっ

ているわけですから、そういう点においては、この件はすごく悪質だし、5月15日に持ち出した――持ち出したんじゃないで、返したということと隠していた点についても、私は経済部長の答弁にはものすごい不信感を持っています。この点については、私の意見ですけれども述べておきたいと思います。

○丸野達夫委員長 まあ、この件は本委員会の調査事項ではないので、皆さんの悔しい気持ちは十分御理解いたしますが、告発を受理できないという相手の事情もありますので、これでおさめたいと思いますが、よろしいですか。はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 予算特別委員会の内容は、私は本当はこのままでおさめたくはないですね。だって、いっぱい疑義が残っています。市の職員の関与だとか、誰がオーケーして持っていってもらって、そして戻させたのは誰なのかとか、誰が持っていてもいいよと言ったのか、勝手に持っていったのかとか――16日に審査して、17日にまたパン屋に戻したわけでしょう。そういうことなんて、非常に悪質じゃないですか。じゃあ、市の責任がどこにあるんだというようなことになりますよ。だから、ここで言っても、この委員会の事案ではないのでということですが、いつかまた、これが議会に出るか委員会に出るかわかりませんが、私は、ここで終わりということには本当に不満が残っています。（「だって終わりしかないでしょう。100条とは関係ないんだもの」と呼ぶ者あり）でも意見です。

○丸野達夫委員長 はい。意見としてはとどめておきたいと思います。皆さんの思いはそれぞれです。

赤木委員。

○赤木長義委員 いろんな意見はあると思いますが、100条調査のことについては、やはり淡々と事実の確認をしていって、予算特別委員会でこういう話が出たから、これが事実でこうだから、これは新たにつけ加えるべきだというんならわかるけれども、自分の感情とか思いだけで、そのことで委員会の内容にそれを――調査報告書をまとめるときに入れるとか、そういうことはないと思うんですけれども、議事録に残ること自体もやはり僕は不自然だと思うし、そこについては、みんな抑えるべきところは抑えているので、やはり淡々とやるべきだと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 それも意見です。皆さんの意見ですので、これはあくまでも――いずれにせよ、これは調査事項ではありませんので、もし調査事項にするのであれば、本会議の議決が必要になってきます。それだけですので。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それと、この際私からなんですが、実は、記録提出状況一覧を見ていただくとわかるんですけども、25番の株式会社BSMモニタリング資料については、一度も皆さんと議論をしていないんですよ。すごく厚くて大変なんですけど、私はこの間、半日かけて全部見ました。それを読みますと、皆さんもわかると思いますが、倒産に至る経緯というのがよくわかります。その中で書かれていることは、「売上に合わせた経費の圧縮が最重要課題と考える」とか、「収益を生む源泉である店舗面積割合が6.5割と通常の百貨店よりも極端に少ない。そのため、共益部分の負担が相対的に大きくなっている」とか、「最低賃料は平均1万円はないと利益が生じない」、つまり最低賃料の1万円を取っていなかったことが原因だということを書いてあります。それと、終始一貫毎年のように書いていますけれども、リーシングの機能はビル会社にはないということを書いてます。それと、毎年のように書いていますが、地権者への賃料が問題であるということが書いてあります。

さまざま書いてありますので、皆さん……（「地権者の賃料が問題というのは、地権者の賃料が高いということか」と呼ぶ者あり）そこは書いていないんですかね。賃料が問題だと書いてるので――ああ、大きな課題であると書いていますね。

そのように書かれていますので、BSMの資料によく目を通していただくと、なぜアウガがここに至ったのかということが非常にわかる資料になっております。

さらに、月次業績評価会議の参加者ということが書かれていますけど、この会議は、「原則同社の執行機能を有する責任者であり、当会議に参加し、月次業績の確認と問題点の共有化を図る事を義務付けている」と書いており、この会議は毎月開かれているんですけど、ところがですね、この会議に経営陣は出席していません。

このように、さまざま問題がわかりますので、ぜひ御一読いただいて、調査の共有をしたいと思います。調査事項の（2）にもつながっていくことだと思いますので、ぜひ見てください。ただ、半日かかりますので、覚悟を決めて見ていただければと思います。

それでは、事務局から何かありますか。はい、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 記録の提出に係る調査事項についてであります。

9月8日の本委員会におきまして、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「あおり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社アクティブワークス代表取締役、株式会社ジャパンクリエイティブ代表取締役、株式会社東北博報堂青森支社支社長の3者に対して記録の提出を求めたとこ

るであります。当該調査事項はいわゆるハード事業でありまして、記録の提出を求めた3者は、いわゆるソフト事業の関係人であります。

そのため、記録の提出を求めた3者に係る調査事項につきましては、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項から、アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、いわゆる調査事項として運営要領で(1)と(2)の2つを定めたかと思えますけれども、その(1)ではなくて(2)のほうという形で整理して変更したいと事務局で考えておりますが、このことについてよろしいかどうか御協議をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 ただいま事務局からお話のありましたように、ソフト事業の関係者である3者に係る調査事項につきましては、アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査に変更することによろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)要は、(1)に該当しないので、(1)から(2)に変えたいということです。「いいです」と呼ぶ者あり)

では、そのように決定することによろしくをお願いいたします。

○丸野達夫委員長 先ほど、藤本淳氏に対して証人喚問を行う際、10月16日午前10時までに証言を求める事項の提出をしていただいて、その内容を協議の上、証人喚問の議決をするということにしておりましてけれども、先ほど、中村美津緒委員から出た件がありますよね。それをまとめて皆さんにお示しして、その回答を得た上でないと証人喚問の質問事項は決まってしまうということ、今、事務局から指摘を受けて、そのとおりでないと、その辺の時間差というのは、ちょっと一任していただけますか。日程はもう少しずれるということ、御認識いただければ、またその折、その折で皆さんに報告してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、質問事項の内容等を御協議していただくため、10月16日午後1時30分からにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、回りの開催は、10月16日午後1時30分からといたします。

それと、参考までに11月の委員会の仮の日程ですが、全部10時からですが、11月2日、11月9日、11月14日……(「資料の準備をしています」と呼ぶ者あり)ああ、では今、事務局から配ります。済みません、口頭より文書でもらったほうがよろしいでしょうから。

〔資料配付〕

○丸野達夫委員長 お手元に配付の資料のとおり、11月2日、11月9日、11

月 14 日、11 月 22 日、11 月 28 日というように——済みません、22 日だけは 1 時 30 分からです。あとは 10 時からです。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 一応、仮日程ですので、変更はあろうかと思いますが。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)